

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年9月18日
【計算期間】	第1期（自 2025年6月18日 至 2026年4月30日）
【発行者（受託者）名称】	株式会社SMB C信託銀行
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 萩原 攻太郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
【事務連絡者氏名】	株式会社SMB C信託銀行 信託業務部長 小室 龍彦
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
【電話番号】	03-6854-6800（代表）
【発行者（委託者）氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代表者の役職氏名】	該当事項はありません。
【住所又は本店の所在の場所】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2026年7月31日提出の有価証券報告書の記載事項について、大阪デジタルエクスチェンジ株式会社が2026年4月2日に公表した分配金権利確定に伴う売買停止期間の廃止に関する記載が誤って記載されていたことから、これらを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第1 信託財産の状況

5投資リスク

(1) リスク要因

⑤ 本受益権の取引方法に関するリスク

(ロ) STARTでの取引に関するリスク

第2 証券事務の概要

1名義書換の手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

② 本受益者の管理等

(ロ) STARTにおける譲渡

3【訂正箇所】

下線部 _____ は訂正部分を示しております。

第1 信託財産の状況

5 投資リスク

(1) リスク要因

⑤ 本受益権の取引方法に関するリスク

(ロ) STARTでの取引に関するリスク

<訂正前>

(ロ) STARTでの取引に関するリスク

(前略)

- ・本受益権がSTARTにおいて取り扱われるようになった場合には、信託の各計算期日の6営業日前の日から当該計算期日の2営業日前までの期間はSTARTにおける売買取引が停止されます。その他に、投資者保護等の観点からODXの判断により一時的にSTARTにおける売買が停止されることがあります。売買停止期間中には、投資家は売却機会又は購入機会を得られない可能性があります。

(後略)

<訂正後>

(ロ) STARTでの取引に関するリスク

(前略)

- ・本受益権がSTARTにおいて取り扱われるようになった場合には、投資者保護等の観点からODXの判断により一時的にSTARTにおける売買が停止されることがあります。売買停止期間中には、投資家は売却機会又は購入機会を得られない可能性があります。

(後略)

第2 証券事務の概要

1 名義書換の手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

② 本受益者の管理等

（ロ）STARTにおける譲渡

<訂正前>

（ロ）STARTにおける譲渡

（前略）

- ・ 信託の各計算期日の6営業日前の日から当該計算期日の2営業日前までの期間はSTARTにおける売買取引が停止されます。その他に投資者保護等の観点からODXの判断により一時的にSTARTにおける売買取引が停止となることがあります。

（後略）

<訂正後>

（ロ）STARTにおける譲渡

（前略）

- ・ 投資者保護等の観点からODXの判断により一時的にSTARTにおける売買取引が停止となることがあります。

（後略）